

一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会

会費規則

(総則)

第1条 一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会(以下「本法人」とする。)の定款第2章に規定する会費の取り扱いについて必要な事項はこの会費規則に定める。

(会費金額)

第1条 本法人は、会費の収入によって運営される。

正会員年会費：8千円

学生準年会費：2千円

賛助会員年会費：1口5万円

2 賛助会員は、アカデミック・ディテリングの趣旨に賛同される企業や団体などの会員をいう。賛助会員は以下が可能となる。

- ・学術集会(年1回)への参加(1口あたり1名)
- ・本法人主催のアカデミック・ディテラー養成プログラムに1口あたり1名ABCD4コース参加可能
- ・本法人発行書籍等の優待
- ・賛助会員が行うアカデミック・ディテリングに関連した活動に対して要望があれば理事会で検討のうえ協力する。